

連載

第13回

# 分権・委託から コミュニティ形成へ 民間主体による地域経営の 事例

名古屋大学大学院法学研究科教授

後 房雄

うしろ・ふさお 1954年富山県生まれ。京都大学法学部卒業、名古屋大学大学院博士課程単位取得退学。89年から現職。日本行政学会理事、日本NPO学会理事、市民フォーラム21・NPOセンター代表理事。著書に、『政権交代のある民主主義』（監訳）、『行政の新展開』（共著、法律文化社）、『事業委託におけるNPO—行政関係の実態と成熟への課題』（市民フォーラム21・NPOセンター）など。

## 事業委託からコミュニティ形成へ

今回は、前回のテーマであった地域経営の民間主体による事例を紹介したい。具体的には、私自身も役員として関わっている市民フォーラム21・NPOセンターという愛知県のNPO中間支援団体による地域福祉システム構築の試みである。その具体的な紹介に入る前提とし

て、まず、現在の日本でも急展開し始めている分権と民間委託の二つの動向を統合する「コミュニティ形成」という地域福祉システムの構想を提案しているアメリカの研究者であるマイケル・オースティン教授（カリフォルニア州立大学バークレー校）の議論を紹介しておく。

彼によれば、事業委託は公的資金に関するアカウントビリティや成果の確認を要求するが、その圧力は公的機関とNPOとの間の相互理解の必要を高める形でコミュニティ形成を促進する。

また彼は、こうしたコミュニティ形成において、公的機関とNPOとの間での「チーム形成、信頼、組織学習、継続的協働」を促進する第三者組織の役割が重要だと指摘する。

緊急サポートネットワーク事業

し、98年のNPO法成立や2000年からの公的介護保険の実施をうけて、公的福祉サービスの実施主体としてのNPOの存在感も高まりつつある（渡川智明「福祉NPO」岩波書店、01年）。指定管理者制度や市場化テスト法を受けて、NPOや企業への事業委託も急増することが予想される。

実際の保育サービスを提供する地域のNPO、県や市町村の担当課（05年度で県と12市町村が後援決定）、保健所やファミリーサポートセンターなどの公的機関、企業、労働組合、病院、医療専門家組織、福祉関係の教育機関などをネットワーク化しながら地域福祉システムの形成を試みている独特の事例といえる。

て、いわば第三者組織として実際のサービスを提供する各種民間団体のネットワークを形成すること、そして、その過程で事業型NPOの成長を支援するという独自の目標を追求することが可能になった。

造をさらに複雑にするものになりかねない。

緊急サポートネットワーク事業

こうした分権と事業委託の進展によって、日本においてもオースティン教授の提唱するコミュニティ形成が可能かつ必要になってきているといえる。それは、福祉の領域で従来から提唱されてきている「地域福祉」の具体像でもある。

まず第一に注目すべき点は、厚労省の公衆時の事業概要では、委託団体が緊急の保育サービスを提供する緊急サポートスタッフを確保、登録し、緊急のニーズが発生した労働者とスタッフをマッチングするコーディネートという自らのミッションを基礎に、緊急サポートスタッフを提供するNPO、保育所、社会福祉法人、病院などの民間事業体と連携して事業を実施する方式を厚労省と協議のうえ導入したことである。

病児・病後児保育は、福祉分野において官民のタテワリ構造の狭間でいわば空白となってきた典型的な課題といえる。保育サービス提供の中心である保育所も、入所児童への影響や病児保育室の経費の問題から本格的な対応には及び腰である。自治体などからの助成を受けて、医療機関が病児保育室を設置する事例も少数はあるが、一般保育なしの病児保育だけでは採算がとれない。また、育だけでは採算がとれない。また、すべての子育て家庭に向けたつどいの広場、ファミリーサポートセンター、子育て支援センターなども病児保育までは手が及ばない。

また、県や市町村の担当課、ファミリーサポートセンター、企業、労働組合などの協力を得た広報システムの形成も進められており、そのなかでサービス提供団体も含めた「チーム形成、信頼、組織学習、継続的協働」が進展し始めている。

緊急サポートネットワーク事業

以下で紹介するのは、「労働者が育児等をしながら働き続けることを可能にする」ための病児・病後児保育や急な出張など緊急時の保育を提供するための「緊急サポートネットワーク事業」（厚生労働省、05年度以降）を市民フォーラム21・NPOセンター（愛知県）が受託して実施している事例である。05年度は26都道府県で開始され、社会福祉協議会、各種財団、子育て・女性関係のNPOなどが受託しているが、市民フォーラムの事例は、受託したNPO支援センターがオースティン教授の言う第三者組織としての役割を担い、

これによって、他の事例では、厚労省の事業概要にも記されている関係機関等による「ネットワーク会議」は設置するとしても、基本的に委託団体単独で事業を実施しているところを、市民フォーラムの場合は、受託した事業を実施することと合わせ

厚労省の緊急サポートネットワーク事業は、まさにその空白を埋めるものであるが、追加された個別事業にとどまるならば、民間の事業としての自立の展望がみえないだけでなく、保育、医療、子育て家庭への支援などに分岐した官民のタテワリ構

市民フォーラムの藤岡喜美子事務局長によれば、「たとえば県が招集した方が形式的ネットワークはすぐに見えるが、第三者組織は個別に説明しながらネットワークを構築させるをえないので、かえって信頼に基づいた実質的なネットワークを構築できる可能性がある」という。その副産物として、愛知県大府市では、3月議会において、この事業における利用者の料金1時間1200円のうち800円を市が負担する独自のパウチャージ制度を決定した。

\*ご意見等をお待ちしております。カバナンス編集部 (FAX 03-3575-9808、E-mail:jichit@gyosei.co.jp) までお寄せ下さい。